

UAE 政府、18 歳から 30 歳までの男性国民を対象に
兵役制度を導入

2014 年 8 月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2014年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971-4-384-4004
E-mail : mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

UAE 政府、18 歳から 30 歳までの男性国民を対象に兵役制度を導入

2014 年 6 月 7 日、アラブ首長国連邦（以下「UAE」）大統領は、UAE 国民である 18 歳から 30 歳までのすべての男性の兵役を義務付ける新法を制定しました。同法は、2014 年 5 月 29 日の法令公報での発布から 180 日後に施行されます。

兵役義務とその影響

2014 年連邦法第 6 号“国民兵役法”は、2014 年に UAE で導入された最も注目すべき法律の一つです。同法の導入は、アラブ世界全土での政治情勢の変動と時を同じくし、国民の UAE 連邦への忠誠心と奉仕の精神を高めることを目的としています。

同法は UAE 国民を対象とし、男性の兵役を義務付けていますが、保護者の許可を得ることを前提に、女性も志願することができます。また、下記の 3 条件が設けられています。

- ・ 18 歳以上 30 歳以下であること。
- ・ 健康であること。
- ・ 国民予備役委員会（National and Reserve Service Committee）から兵役許可を得ること。

国民による兵役は、「…一定期間徴兵された個人による国家への奉仕…」と定義され、以下の機関にて行うことが可能です。

国防軍、国防省、内務省、国家保安局、副最高司令官の命を受けたその他軍事機関

同法の特徴の一つは、兵役期間が学歴・資格に応じて異なることにあります。兵役期間は以下のとおりです。

- ・ 高卒の学歴のない者は 2 年間
- ・ 高卒の学歴があり、それ以上の資格を持たない者は 9 カ月間

兵役免除の対象は下記のとおりです。女性の兵役は、学歴に関係なく 9 カ月と決めら

れています。

以下のいずれかが該当する者は、永久に兵役が免除されます。

- ・ 恒久的に健康状態に支障がある者
- ・ 父母いずれかにとってひとり息子である者

以下のいずれかに該当する者は、一時的に兵役が免除されます。

- ・ 両親のいずれかを養う息子
- ・ 経済能力のない父親を養う者
- ・ 兄弟、姉妹、祖父母、子供を養う者
- ・ 刑を受け拘留中の者

また、成績評価 90%以上で高校を卒業した 29 歳未満の学生、または 18 歳の現役高校生は、それぞれの課程を終了するまで、兵役が延期されます。

新法が民間企業で働く UAE 国民に及ぼす影響

民間企業で働く UAE 国民の数は、まだ多くありません（約 1 万 4,000 人）。しかし、国家方針により（特に保険、金融業、エキスポ 2020 へ向けて）首長国民の雇用が促進されている現在、民間企業で働く国民の数の増加が見込まれるため、今後、雇用主は兵役および予備役のための休職期間を適切に対応する必要があるでしょう。

UAE 国民の兵役期間に関する重要事項：

- ・ 昇進、昇給、退職金、年金などの福利厚生算出には兵役期間も含めねばならない。
- ・ 被雇用者は、兵役終了後、兵役前と同じ職務または同様の職務に復帰する権利を有する。
- ・ 給与、賞与、手当、昇進、昇給は、兵役期間中も継続して支払われ、国防軍がその 50%、雇用主が 50%を負担する。退職金や年金の算出には、兵役期間中も同じ雇用主との雇用契約関係が継続するものとし、雇用期間に含める必要がある。

兵役終了者は、予備役軍の一員とみなされ、召集時には、軍務に就く、あるいは訓練を受ける義務を負います。

2014年9月の同法の施行に備え、雇用主は、徴兵の対象となる被雇用者を把握し、それぞれの兵役期間の長さを確認するとともに、兵役期間中の労力をいかに補うか、対象者の兵役終了まで、いかに職務を確保するかなどについて検討する必要があります。2014年9月以降、国民予備役委員会による徴兵が始まれば、どのようにUAE男子国民が召集されるのか、その方法と手続きについて、より明確になるでしょう。

湾岸協力会議（GCC）他国の労働市場の近況

バーレーン:

労働市場規制局が1年または2年間の労働許可および居住許可を導入したことにより、（特に既存の労働許可の更新の際に）短期間の労力の確保が容易になりました。

クウェート:

福祉労働省の特定の役割を引き継ぐ政府機関として人材局（Manpower Authority）が発足しました。同局は下記の役割を担います。

- ・ 民間部門、石油産業における人材の取り締り。同局の検査官は、司法上の警察権力を有する。
- ・ 労働組合、事業主協会の結成手続きを定め、民間部門労働法が定める規則に基づく必要条件を設定する。
- ・ 労働許可の取得、労働条件の査定、労働者の他雇用主への移動に関する規則や手続きを定める。
- ・ 1962年クウェート法第21号の規定に基づき、海外大使館の労働担当官を監督。
- ・ 同局が提供するサービスに対する費用の決定と徴収。
- ・ 2000年クウェート法第19号に基づき、追加費用を徴収。
- ・ 民間部門、石油産業における被雇用者の登録、外国人労働者の数を把握するためのデータベース作成。

人材局は、必要とする人材を示す雇用主の申請書に基づき、民間企業および石油産業

における外国人労働者を採用することを唯一の目的として発足された機関です。しかし福祉労働省は引き続き、手続き、申請書類、費用に関し決定権を有しています。

オマーン:

2014年4月、労働省は省令75/2014を發布し、2014年4月以降、建設会社による外国人労働者の雇用を禁じています。ただし、下記のいずれかが該当する場合、同省令は適用されません。

- ・ “Excellent（優良企業）” の格付けを有する企業
- ・ 国際企業
- ・ コンサルタント会社
- ・ オマーン政府の公共事業に携わる企業および中小企業振興公社への登録企業

サウジアラビア（以下、KSA）:

内務省は、ビザや各種スポンサーシップの申請に対し、電子的に許可の発行ができるよう、システムの電子化を進めています。KSA 国民に対する外国人労働者の割合が1:1を上回る雇用主への課税は、被雇用者が4人以下の会社には適用されません。労働省は引き続き、オンラインの‘Maan’窓口を介し、多くの問い合わせに対応しています。

カタール:

- ・ 2014年カタール法第5号により、カタール国民である18歳から35歳までの男性の徴兵制度が導入され、該当者は国防軍にて3~4カ月の訓練を受ける義務を負うこととなりました。カタール人女性の兵役は選択制であるものと思われます。
- ・ カタール財団は、その報告書において外国人労働者の雇用契約を労働者の母国語へ翻訳すること、（労働者に有利な場合を除き）外国人労働者の本国出国後の契約内変更を禁ずることを提唱しました。
- ・ スポンサーシップ制度、現行の出国ビザ制度、パスポートの保留、労働者と雇用主の法律上の関係などに関し“カタールにおける外国人労働者の入国および居住に関する法律”が検討されています。
- ・ 2004年カタール労働法第14号を改正する2014年カタール法第3号が施行さ

れました。改正の主な内容は以下のとおりです。

- 労働法の対象外とされる職業の定義を拡大。
 - 職業を変更する際に支払うべき納付金の導入。ただし、これは閣議決定が必要です。
- ・ 諮問委員会は“賃金保護制度”など、カタール労働法の改正案を検討しています。

家族居住許可により居住する配偶者および子供に対する出国許可取得義務がさらに厳しくなり、すべての外国人労働者に対し、有効なカタール出国許可の取得が義務付けられるもようです。